

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



緑にいきづく関所の里

令和5年9月

南関町

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 現状と課題	1
2 農地流動化の現状	1
3 効率的かつ安定的な農業経営の育成	1
4 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置	1
5 研修・指導	3
6 6次産業化などの取り組み	3
7 農地情報図（GIS）の利活用	3
8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様などに関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型 ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	20
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	20
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	21
1 利用権設定等促進事業に関する事項	22
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	24
(2) 利用権の設定等の内容	24
(3) 開発を伴う場合の措置	24
(4) 農用地利用集積計画の策定期間	24
(5) 要請及び申出	25
(6) 農用地利用集積計画の作成	25
(7) 農用地利用集積計画の内容	26
(8) 同意	26
(9) 公告	26
(10) 公告の効果	27
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務	27
(12) 紛争の処理	27

(13) 農地利用集積計画の取り消し等	27
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	
その他農用地利用改善事業の基準に関する事項	28
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	28
(2) 区域の基準	28
(3) 農用地利用改善事業の内容	28
(4) 農用地利用規程の内容	28
(5) 農用地利用規程の認定	28
(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定	29
(7) 農用地利用改善団体の勸奨等	30
(8) 農用地利用改善事業の指導、援功	30
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う	
農作業の実施の促進に関する事項	31
(1) 農作業の受委託の促進	31
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	31
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の	
養成及び確保の促進に関する事項	31
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項	31
(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携	32
(3) 推進体制等	32
第6 農地中間管理事業に関する次に掲げる事項	33
第7 その他	33
附則	33
別紙1(第5の1(1)⑥関係)	34
別紙2(第5の1(2)関係)	35

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 現状と課題

南関町は、熊本県の北西部に位置する四方を山に囲まれた丘陵台地にあり、稲作を主体とした農業が中心であることから、近年では、ヒノヒカリ主体の米作りが定着し、銘柄の確立を目指している。また、一部の農家においては施設園芸を導入した複合型の農業が営まれている。

今後は、土地利用型農業においては、農用地の流動化の促進を図り経営規模の拡大によるコスト低下及び品質向上を図る。又、農業所得の確保を図るため、ナス、トマト、バラ等施設園芸の拡大に努める。さらに、土地利用型農業、施設型農業相互間において労働力の提供、農地の貸借等において役割分担を図り、地域複合として農業の発展を目指し、基盤となる優良農地の確保を図り、農業振興地域整備計画に則した秩序ある土地利用を目指す。

2. 農地流動化の現状

南関町の農業は、大牟田市、荒尾市に隣接していることから、従来より兼業農家が多く、近年の高齢化等の影響によりの担い手不足が深刻化している。また、施設型農業については、全般的に経営規模が小さく、相当規模の経営規模をもつ一部の農家においても、一定の所得を確保しているものの、機械化、省力化技術導入の遅れなどにより、労働時間過多だけでなく、作業環境などの質的な面でも労働過重となっている。

さらに、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は進展を見せていなかったが、最近になっては兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機に流動化が進展しつつある。

3. 効率的かつ安定的な農業経営の育成

南関町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、南関町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1当たり289万円以上、1経営体当たり578万円以上)、年間労働時間(従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4. 農業経営基盤強化促進事業及びその他の措置

南関町は、将来の南関町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農

業者又は農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、南関町は、玉名農業協同組合、南関町農業委員会、熊本県北広域本部玉名地域振興局等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため南関地域担い手育成総合支援協議会により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して南関地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、認定農業者の農業経営改善計画に基づく経営の育成を図るため、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の外部化などにより、労働時間の短縮、労働強度の軽減など、就業条件の改善を進めると共に、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行なう。

また、併せて集約的な経営展開を助長するための指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している南関町農業委員会等による、掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて土地利用調整を全般的に展開して集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

併せて生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術やICT技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。

担い手農家であって、農業経営の改善に意欲を持つ農家においては、積極的に認定農業者へ誘導するとともに、南関町農業委員会、南関町普及指導員の指導を受け、後継者やパートナーの就業環境整備や経営参画による経営改善を図るため、家族経営協定の締結と経営改善計画の共同申請を推進する。特に、女性農業者については、経営類型の確立を図るため、地域内のモデル農家への研修、県内外の先進地研修等を促し希望する経営体の定着に助言、指導する。

さらに、農業経営改善計画の認定後実践による変更及び5年間が経過し経営改善計画の再認定期を向えた農家においては、南関町普及指導員、熊本県北広域本部玉名地域振興局の分析、診断、助言、指導を受けた上で新たな経営改善計画を策定し、確実な再認定を行い、南関町認定農業者連絡協議会と連携し、認定農業者、組織経営体として活動できるように助長する。なお、担い手農家の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、集落営農組織を設立するとともに、特定農業法人制

度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを持っており、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織の育成を図る。育成にあたっては、集落における土地利用調整、水利調整、労働力調整など集落機能の活用が基本となるため、集落の特性に応じて、最も効率的な土地利用型農業などが確立できるよう、徹底した話し合い活動を推進し、それを基に、農地の一体的管理を行う事を主体する。

兼業農家や高齢農家については、農用地の利用や基幹作業などを自立経営体や生産組織へ集積するとともに、自らも可能な限り生産組織へ参加し、軽作業や補助作業を行なうなど、集落の一員として役割を果たして行けるような環境の実現に努める。

また、法人経営志向農家については、法人化に向けた講習会などの啓発活動や個別相談会の実施や、くまもと農業経営相談所をフル活用し、農業法人へ誘導する。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大や、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となった、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、熊本県県北広域本部玉名地域振興局や玉名農業協同組合等と連携を図りながら、既存施設園芸の作型、品種の選定による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、集落営農が困難な地域では、集落外の農家グループによる農作業受委託組織や玉名農業協同組合、第三セクターによる農作業受委託など、地域の実現に即した多様な生産組織の育成を図る。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、南関町農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南関町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地基盤整備事業等の農業生産基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 研修・指導

南関町は、南関地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者または今後認定を受けようとする農業者、

生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

また、畜産の経営改善を図るため、適切な資金計画のもとに施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に玉名農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、農密な指導を実施する。

さらに、稲作単一からの脱却を図ろうとする地域においては新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームの下に市場関係者や県経済連園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6. 6次産業化などの取り組み

南関町は、対外的信用の向上や経営の継続性等のメリットを活かせるよう、経営実態に応じて農業経営の法人化を推進するとともに、地域の多様な資源の活用や地域の関連産業と連携した農業・農村の6次産業化による多角的な経営展開を促進し、第一次産業の活性化及び農業所得の向上など産業の発展を図るため南関町加工品開発センターの利用を促進する。

7. 農地情報図（GIS）の利活用

南関町は、航空写真（オルソ画面）、地形図、農地筆図、耕区図等の地図（地図情報）に、地番、地目、面積、所有者、作付作物等の農地に関する各種属性情報（農地情報）を付加した農地の地図情報システムを、耕作放棄地調査・対策、戸別所得補償、農地流動化、企業参入促進、ストックマネジメント、農地・水・環境保全対策、中山間地域等直接支払制度、作付面積確認、水田利活用自給率向上事業、農地転用の地域確認などに利活用を目指す。

8. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

南関町の令和4年の新規就農者は2人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である水稻を主体として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、南関町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育

成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や熊本県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、南関町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1組織増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

南関町及び周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた南関町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については、南関町農業委員会や農地中間管理機構により紹介、技術・経営面については熊本県県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的に認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮し、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に南関町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南関町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

① 個別経営体

ア 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン。

(ア) 自家労力1経営体あたり経営者を含めて従事者2～3人

(イ) 雇用労働力ゆとりある経営を実現するために雇用を積極的に導入

イ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体の次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン。

② 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生産から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターン。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

①個別経営体

ア [家族経営]

営農 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
葉たばこ ＋ 水稻	葉たばこ 210 a 水稻 100 a 経営面積 310 a	機械化体型による大規模経営 ・高架作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 (資本装備) 作業農舎・高架作業機・移植機 トラクター・管理機 ブロードキャスター 乾燥施設・田植機（共同）・コンバ イン（共同） 動力噴霧機	・簿記記帳等の 経営の自己分 析能力の向上 ・青色申告の実 施 ・経営の体質強 化のための自 資本の充実	・家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入 ・雇用労働力の 導入 ・労働環境の快 適化のための 農作業環境の 改善 ・労災保険等へ の加入

ミカン	<p>極早生 80 a</p> <p>早生 100 a</p> <p>普通 80 a</p> <p>経営面積 260 a</p>	<p>スピードスプレイヤー体系による省力化経営</p> <p>・園内道整備及びスピードスプレイヤー導入による省力化</p> <p>・マルチ栽培による高品質果実生産(資本装備)</p> <p>作業農舎・選別機・動力草刈機</p> <p>動力噴霧機・灌水装置</p> <p>スピードスプレイヤー</p> <p>園内作業道路・灌水装置</p>	<p>・簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・経営の体質強化のための自資本の充実</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・雇用労働力の導入</p> <p>・労働環境の快適化のための農作業環境の改善</p> <p>・労災保険等への加入</p>
酪農	<p>経産牛 70 頭</p>	<p>省力的施設・機械による効率的大規模経営</p> <p>・フリーストール、ミルクパーラー導入による省力化</p> <p>・コントラクター利用による自給飼料生産</p> <p>・ヘルパー利用による定休日確保(資本装備)</p> <p>フリーストール・ミルクパーラー</p> <p>自給飼料生産機械一式</p> <p>堆肥舎・トラクター</p> <p>ショベルカー・ダンプトラック</p>		

ブロイラー	肉用鶏 80,000 羽	<p>作業の機械化による省力的大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養環境の改善による品質向上 ・ パソコンによる経営管理の徹底 <p>(資本装備)</p> <p>鶏舎・堆肥舎・トラック 自動給餌機・自動給水機 ガスブルーダー・動力噴霧機 ショベルカー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働力の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 労災保険等への加入
肉用牛肥育	<p>肥育牛 175 頭 (肉用専用種)</p> <p>水稻 100 a 飼料作物 150 a</p>	<p>ヘルパー活用などによる大規模肥育経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕種農家との連携による稲わらの確保 <p>(資本装備)</p> <p>畜舎・堆肥舎・ダンプトラック ショベルローダー・トラクター 自給飼料生産機械一式 コンバイン・田植機</p>		

<p>夏秋ナス + 水稻</p>	<p>夏秋ナス25 a 水稻 100 a 経営面積125 a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・購入苗の利用 ・雇用労力の活用（臨時雇用） <p>(資本装備)</p> <p>連棟パイプハウス</p> <p>防虫ネット・灌水装置</p> <p>農舎・トラック</p> <p>トラクター・コンバイン（共同）</p> <p>田植機（共同）・管理機</p> <p>動力噴霧機・ブロードキャスター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等 の経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のため の自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のため の農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
<p>冬春ナス + 水稻</p>	<p>冬春ナス 35 a 水稻 100 a 経営面積 135 a</p>	<p>雇用労働力活用による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害に強い耐侯性ハウスの導入 ・土壌病害対策の徹底 ・自動開閉装置等の導入による省力化 ・栽培管理の徹底 <p>(資本装備)</p> <p>連棟ハウス・自動開閉装置</p> <p>暖房機・二重カーテン</p> <p>灌水装置・農舎・トラック</p> <p>トラクター・コンバイン（共同）</p> <p>田植機（共同）・管理機</p> <p>動力噴霧機・ブロードキャスター</p>		

<p>冬春トマト + 水稻</p>	<p>冬春トマト 50 a 水稻 100 a 経営面積 150 a</p>	<p>雇用労働力活用による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象災害に強い耐侯性ハウスの導入 ・ 土壌病害対策の徹底 ・ 自動開閉装置等の導入による省力化 ・ 栽培管理の徹底 ・ 減農薬、減化学肥料栽培 (資本装備) <p>連棟ハウス・自動開閉装置 暖房機・二重カーテン 灌水装置・農舎・トラック トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機 動力噴霧機・ブロードキャスター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働力の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 労災保険等への加入
<p>冬春ミニ トマト + 水稻</p>	<p>冬春ミニトマト 20 a 水稻 100 a 経営面積 20a</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐病性品種の導入 ・ 雇用労働力の活用 (臨時雇用) (資本装備) <p>連棟ハウス・内張カーテン 暖房機 1 台・ハウス自動開閉装置 防虫ネット・循環扇・灌水装置</p>		

<p>冬春イチゴ + 水稲</p>	<p>冬春イチゴ 20 a 水稲 100 a 経営面積 20 a</p>	<p>省力化技術導入による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力育苗システムの導入 ・ 出荷規格の適正化 ・ 高設栽培の導入による生産性向上と軽作業化 ・ 自動開閉装置等の導入による省力化 ・ 減農薬、減化学肥料栽培 (資本装備) <p>連棟ハウス・暖房機 自動開閉装置・灌水装置 電照施設・二重カーテン 冷蔵庫 農舎・トラック トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機 ブロードキャスター 動力噴霧機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 雇用労働力の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 労災保険等への加入
<p>バラ</p>	<p>バラ 26 a 経営面積 26 a</p>	<p>土づくりによる収量の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養液供給自動制御、選花機、結束機による労働力の節減 ・ 優良品種の選定導入 (資本装備) <p>ガラス温室・連棟ハウス 保冷施設・複合環境制御施設 作業舎・加温機・結束機 選花機・無人防除機・トラック 溶液土耕装置</p>		

<p>水稲 + 筍</p>	<p>水稲 800 a 筍 60 a 経営面積 860a</p>	<p>機械化体系による大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培管理の徹底 ・減農薬、減化学肥料栽培 (資本整備) <p>トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
-----------------------	--	--	---	--

イ [法人経営]

営農 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
酪農	経産牛 100 頭	<p>省力的施設・機械による効率的な大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール、ミルクパーラー導入による省力化 ・コントラクター利用による自給飼料生産 ・ヘルパー利用による定休日確保 (資本整備) <p>フリーストール・ミルクパーラー 自給飼料生産機械一式 堆肥舎・トラクター ショベルカー・ダンプトラック</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入

冬春トマト	冬春トマト 90 a 水稻 300 a 経営面積 390 a	雇用労働力活用による高品質生産 ・優良品種の選定導入 ・高品質苗の安定供給 ・気象災害に強い耐候性ハウスの導入 ・選果施設の整備による省力化、効率化、品質管理の徹底 (資本装備) 連棟ハウス・自動開閉装置 暖房機・二重カーテン 灌水装置・農舎・トラック トラクター・管理機 ブロードキャスター 動力噴霧機 田植え機・コンバイン	・簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自資本の充実	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
-------	--------------------------------------	---	---	--

②協業経営体

[協業経営]

営農 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
水稻 + 大豆 + 作業受託	水稻 3800 a 大豆 260 a 作業受託 5,870 a 経営面積 9,930 a	・機械化一貫体による大規模経営 ・減農薬減化学肥料栽培 ・農地の面的集約 ・合理的な機械施設設備と効率的利用 (資本装備) 田植機 (6 条) 自脱型コンバイン (5 条) 大豆播種機 大豆コンバイン・トラック 格納作業舎	・簿記記帳等の経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・社会保険への加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・雇用労働力の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の8の(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に南関町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、南関町における主要な営農類型についてこれを示すと次のようになる。

[個人経営]

営農 類型	基幹作物別 生産規模	経営の特徴	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
葉たばこ + 水稻	葉たばこ 90 a 水稻 40 a 経営面積 130 a	機械化体型による大規模経営 ・高架作業機による作業の効率化 ・わき芽抑制剤の適正使用 (資本装備) 作業農舎 トラクター 管理機 ブロードキャスター 乾燥施設 (共同) 田植機 (共同) コンバイン (共同) 動力噴霧機	・簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
胡瓜 + 水稻	冬春胡瓜 15 a 夏秋胡瓜 10 a 水稻 100 a 経営面積 125 a	(資本設備) パイプ、ネット、選果機、管理機、 トラクター、トラック、動力噴霧器	・簿記記帳の実施による経営	・雇用労働力の導入

<p>冬春ナス + 水稻</p>	<p>冬春ナス 15 a 水稻 150 a 経営面積 165 a</p>	<p>雇用労働力活用による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害に強い耐侯性ハウスの導入 ・ 土壌病害対策の徹底 ・ 自動開閉装置等の導入による省力化 ・ 栽培管理の徹底 <p>(資本装備)</p> <p>連棟ハウス 暖房機・二重カーテン 灌水装置・農舎・トラック トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機 動力噴霧機 ブロードキャスター</p>	<p>と家計の分離 ・青色申告の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
--------------------------	--	--	----------------------------	---

<p>冬春イチゴ + 水稲</p>	<p>冬春イチゴ 10 a 水稲 100 a 経営面積 110 a</p>	<p>省力化技術導入による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力育苗システムの導入 ・ 出荷規格の適正化 ・ 高設栽培の導入による生産性向上と軽作業化 ・ 自動開閉装置等の導入による省力化 ・ 減農薬、減化学肥料栽培 (資本装備) <p>連棟ハウス・暖房機 灌水装置 電照施設・二重カーテン 冷蔵庫 農舎・トラック トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機 ブロードキャスター 動力噴霧機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・ 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用労働力の導入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 労災保険等への加入
<p>筍 + 水稲</p>	<p>水稲 400 a 筍 60 a 経営面積 460 a</p>	<p>機械化体系による大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 栽培管理の徹底 ・ 減農薬、減化学肥料栽培 (資本整備) <p>トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機</p>		
<p>ミカン</p>	<p>極早生 50 a 早生 60 a 普通 50 a 経営面積 160 a</p>	<p>スピードスプレイヤー体系による省力化経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 園内道整備及びスピードスプレイヤー導入による省力化 ・ マルチ栽培による高品質果実生産 (資本装備) <p>作業農舎・選別機・動力草刈機 動力煙霧機・灌水装置 スピードスプレイヤー 灌水装置</p>		

<p>冬春トマト + 水稻</p>	<p>冬春トマト 20 a 水稻 100 a 経営面積 120 a</p>	<p>雇用労働力活用による高品質生産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害に強い耐侯性ハウスの導入 ・土壌病害対策の徹底 ・自動開閉装置等の導入による省力化 ・栽培管理の徹底 ・減農薬、減化学肥料栽培 (資本装備) <p>連棟ハウス 暖房機・二重カーテン 灌水装置・農舎・トラック トラクター・コンバイン (共同) 田植機 (共同) ・管理機 ブロードキャスター 動力噴霧機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳の実施による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用労働力の導入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・労災保険等への加入
<p>桃</p>	<p>桃 60 a</p>	<p>有機配合肥料施用や液肥散布を組み合わせ、樹勢の維持・強化と高品質・安定生産を図る</p> <p>(資本設備)</p> <p>農舎、トラック、雑草刈機 灌水施設、動力噴霧器</p>		
<p>バラ</p>	<p>バラ 26 a 経営面積 26 a</p>	<p>土づくりによる収量の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液供給自動制御、選花機、結束機による労働力の節減 ・優良品種の選定導入 (資本装備) <p>ガラス温室・連棟ハウス 保冷施設・複合環境制御施設 作業舎・加温機・結束機 トラック・溶液土耕装置</p>		

繁殖牛	22 頭	<p>耕種農家との連携による稲わらの確保 (資本設備)</p> <p>トラクター、モア、反転機、集草機、梱包機、トラック、裁断機、牛舎、納屋</p>	<ul style="list-style-type: none"> 簿記記帳の実施による経営と家計の分離 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用労働力の導入 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 労災保険等への加入
肉用牛	肥育牛 40 頭 (肉用専用種)	<p>ヘルパー活用などによる大規模肥育経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 耕種農家との連携による稲わらの確保 ヘルパー利用による定休日確保 <p>(資本装備)</p> <p>畜舎・堆肥舎・ダンプトラック ショベルローダー・トラクター</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青色申告の実施 	
酪農	経産牛 22 頭	<p>省力的施設・機械による効率的な大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> フリーストール、ミルクパーラー導入による省力化 コントラクター利用による自給飼料生産 ヘルパー利用による定休日確保 <p>(資本装備)</p> <p>フリーストール・ミルクパーラー 自給飼料生産機械一式 堆肥舎・トラクター・畜舎 ショベルローダー・ダンプトラック</p>		
ブロイラー	肉用鶏 40,000 羽	<p>作業の機械化による省力的な大規模経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 飼養環境の改善による品質向上 パソコンによる経営管理の徹底 <p>(資本装備)</p> <p>鶏舎・堆肥舎・トラック 自動給餌機・自動給水機 ガスブルーダー・動力噴霧機 ショベルローダー</p>		

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

新規就農者の就農形態が多様化している中、新規就農者の定着に向け、新規学卒やUターンの親元就農、新規参入、雇用就農など、それぞれの就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となった就農支援に取り

組むとともに、高い定着率の維持を目指す。第1の8(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、2の取組を重点的に推進する。

2 町が主体的に行う取組

ア 受入環境の設備

熊本県新規就農支援センターや熊本県県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップ受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験が出来る仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

ウ 農業に関する情報の共有と一貫した指導支援

南関町が主体となって熊本県立農業大学校や熊本県県北広域本部玉名地域振興局、農業委員、指導農業士、玉名農業協同組合と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

エ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために南関町新規就農者交流会への参加を促すとともに、南関町認定農業者連絡協議会との交流の機会を設ける。また、商工会や各協議会とも連携して生産物の販路の確保等を支援する。

オ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

カ 青年就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については熊本県新規就農支援センター、技術や経営ノウハウについての

習得については熊本県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては熊本県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合、南関町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については南関町農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割分担しながら各種取組を進める。

4・就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

就農等希望者の確保については、町ホームページの充実、熊本県新規就農相談センター主催の就農相談会等への参加、玉名定住自立圏会議（新規就農分野）の取組等で地域外への情報発信等を行い、就農相談に至る導線を整備する。就農等希望者のマッチングについては、全国データベースの相談情報を更新し、相談カルテの共有を図る。また、必要に応じて就農相談会議等を開催し、希望する作目について十分な知見を有する町内の認定農業者や認定研修機関における研修受入れ農業者等を中心にマッチングを依頼し、実践経験の継承を狙う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、自立経営体、集落経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は、令和11年(2029年)とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1)農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

南関町では、水稻を主体とした農業が中心で担い手農家の規模拡大の意思により農地の流動化がみられ、認

定農業者への集積、集落営農組織の設立に向けた活動も行われている。

また、山に囲まれた水田と丘陵台地に拓けた畑が交差する中山間地域では、昼夜の温度差が大きく、稲作を主体として畑作にきゅうり、カブ、加工用甘薯、白菜等の露地野菜とハウスメロンの複合経営が行われている。平坦部では経営の安定を図るため、施設園芸が導入され切花（バラ）、トマトやナスを取り入れた栽培も定着している。

また、水田の圃場整備の遅れや農家の高齢化、兼業化が進むなか農地の遊休化、耕作放棄地が増加し問題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

南関町では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受け能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

今後、圃場整備を促進し施設園芸の面的集約、規模拡大を図り経費の節減、生産性の向上を目指す。また、水田営農を中心に農地の集積、規模拡大の経営改善計画を持つ認定農業者や担い手農家が中心となって農作業受託組合等を設立し、労働力、機械、施設の共同利用、農地の賃貸借においてその役割分担を図りつつ、認定農業者、担い手農家の規模拡大に努め、土地利用型農業の定着と拡大を目指す。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関及び関係団体との連携等

南関町の農地利用のビジョン実現を図るため、町関係各課、南関町農業委員会、玉名農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び南関地域担い手育成総合支援協議会等の連携により、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、農用地の集約化を進めることにより、農地中間管理事業を利用した担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化対策を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

南関町は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5-6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、南関町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

また、地域計画策定における協議の場は、実質化済みの人・農地プランの9地区を引き継ぎ設定し、開催に当たっては水稻作の農繁期以外に実施することとし、市町村の公報への掲載やホームページの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し周知を図る。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、都道府県、その他の関係者とし、

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行い、連携しながら協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。協議の場の参加者等からの問い合わせへの対応を行うための窓口を経済課に設置する。

南関町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑥その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 今後、県営、団体営は場整備事業の実施が進められる予定の地区においては、圃場区画化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 平坦水田地帯においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、集落営農組織の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で発生が予測される遊休農地の解消に努める。

さらに、南関町は、集落営農組織に対して特定農業法人制度についての普及啓発に努め、必要に応じ、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①耕作又は養畜の事業を行う個人（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第2項6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

②農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)に掲げる要件)を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第7条に規定する特例事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④農業生産法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

①南関町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。改正 令和4年4月1日付け3経営第3217号。以下「旧基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②南関町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定時期

①南関町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

②南関町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③南関町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(または残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

①南関町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南関町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

②南関町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定した農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

①南関町は、(5)の①の規定による南関町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

②南関町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、南関町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④南関町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の

集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ①利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ②①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係に規定する者が農業生産法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、南関町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑤①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

南関町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

南関町は、南関町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による南関

町農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を南関町の掲示板への掲示により公告する。

（１０）公告の効果

南関町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）または所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１２）紛争の処理

南関町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

（１３）農用地利用集積計画の取消し等

①南関町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②南関町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、南関町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農業生産法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③南関町は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を南関町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④南関町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

南関町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとする。

なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付け地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構

成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6-1 を南関町に提出して、農用地利用規程について南関町の認定を受けることができる。

②南関町は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③南関町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南関町の掲示板への提示により公告する。

④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③南関町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に

該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

①（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要であると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

②①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

①南関町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

②南関町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農業普及指導課、南関町農業委員会、玉名農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

南関町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連

携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

南関町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はもちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- ①南関町は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- ②南関町、南関町農業委員会、玉名農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

南関町は、1から6に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 南関町は、中山間地域総合整備事業(平成19年度～令和8年度)、農免農道整備事業(平成4年度～平成21年度)等による農業生産基盤整備等を通じて、水田、畑の大区画化を進めるとともに玉名農業協同組合の施設を中心とした乾燥調整施設(ライスセンター)等の農業近代化施設の整備改善を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。
- イ 南関町は、南関町産業経済費補助事業等によって農村の活性化を図り農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
- ウ 南関町は、地域水田農業構造改革対策の実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- エ 南関町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

①事業推進体制等

南関町は、南関町農業委員会、熊本県県北広域本部玉名地域振興局、玉名農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

②農業委員会等の協力

南関町農業委員会、玉名農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理事業は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南関町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理事業に関する事項

1 農地中間管理事業に関する事項

南関町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から認定農業者等の担い手への一定の農地の利用集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、個々の担い手の経営農地は分散しており、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況にある。

また、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効活用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受け能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが喫緊の課題となっている。

このような課題を解決するため、農地中間管理機構事業を活用し地域内の分散錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約し出し手と受け手のマッチングを行うことにより農地の集積、耕作放棄地の解消を推進する。

農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、南関町農業委員会は次の事業を行う。

①農地法等に基づく事務の適正な実施

農地等の利用関係の調整、農地の利用状況調査、所有者等の利用意向調査、農地台帳の整備、所有者不明農地の権利関係調査及び農地所有者等の意向確認調査。

②農地の有効利用を図るための事業

優良農地を確保し、農地の有効利用を図るため、人・農地プランの実質化に係る活動及び農地集積の推進活動並びに農業委員等の資質向上のための活動。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年9月21日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成30年3月29日から改訂施行する。
- 3 この基本構想は、令和4年3月8日から改訂施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月20日から改訂施行する。

別紙1（第5の2の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）

又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合…その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は510年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができ。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力。固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合は、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき南関町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため
 利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の3と同じ。</p>	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、委託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。この場合においてIの中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。））」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

Ⅳ所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>